

外国人登録・在留カードと無国籍者

Alien Registration, the Residence Card and Stateless Persons

弁護士 小田川綾音

ODAGAWA Ayane (Attorney)

1 外国人登録と無国籍者

2010（平成 22）年度の外国人登録者総数は、全国で約 213 万人である。そのうち、無国籍として登録された者は 1234 人である（法務省統計による）。

これまで日本に在留する外国人は、在留資格の有無を問わずに原則として上陸から 90 日以内に居住地の市町村で外国人登録をしなければならなかった。もっとも、外国人登録によって非正規滞在が発覚し、摘発等されることを恐れ登録しない者もいた。

外国人登録の際には、旅券を提出しなければならず、旅券を所持しない者はそれに代わる文書の提出を求められた。外国人登録における国籍を無国籍とする取扱いは、市町村によって異なる。それは、どのような場合に無国籍として扱うかという統一的な基準が存在しないからである。たとえば、親の国籍国が血統主義を採用している場合、事実上、子どもが親の国籍国を承継することができない可能性が高くても、親の国籍国を子どもの国籍国として登録することがあった。他方で、無国籍であることを説明することにより、無国籍として扱われる例もあった。

2 在留カードと無国籍者

戦後最大と謳われた 2009 年改正入管法が 2012 年 7 月 9 日に施行される。これにより、外国人登録法は廃止される。外国人登録にかわり、外国人の新たな在留管理制度として、①在留カード②住民基本台帳制度が導入された。なお、特別永住者には、在留カードではなく特別永住者証明書が交付される。これまで外国人に関する情報は、地方自治体と法務省とで二元的に管理されていたが、今般の改正により、法務省入国管理局のもとで一元的に管理されることになった。外国人登録証明書は一定期間の間在留カードとしてみなされるものの、その期間経過後は効力を失う。なお、これまでに蓄積された外国人登録の情報は、法務省入国管理局で管理されることになる。

在留カードの交付対象者は、在留資格のある中長期滞在者である。したがって、在留資格のない者はそもそも在留カードを得ることができない。在留資格のない無

国籍者は管理の対象から外れることとなる。在留カードを交付されないことによる弊害は、行政サービス（児童の就学、母子手帳交付、予防接種等）、雇用、住居、銀行口座開設等生活の様々な部分において現れるだろう。

在留カードの国籍・地域欄において、無国籍者は無国籍と表記されるとするが、無国籍の認定基準は明らかではなく、どのような基準で無国籍と判断されるのかが問題である。

3 国籍未確認、無国籍の認定

子ども自身の国籍国を証明する文書（旅券等）を所持していなくても、子どもは親の国籍国を承継するのが自然であるとして、外国人登録や入国管理局の現場では子どもの国籍を親の国籍と同一として扱う傾向が強かった。しかし、それらの子どもたちの中には、親の国籍国を証明することができないため（例：親の国籍国を証明する文書（旅券等）の取得が困難である等）、子ども自身の国籍を証明する公的書類もまた取得できない者がいる。また、これまでは、非正規滞在の発覚を恐れて、親が出生した子を本国、日本においても登録しないため、子どもの存在がどの公的機関にも記録されないという事態が生じた。こうした子どもたちは、国籍未確認状態にあるといえる。これらの者のうち、本国の国籍法上では国籍を持っているはずであるとしても、親や子ども自身の国籍を証明する書類の取得が極めて困難である、あるいは事実上不可能である場合には「無国籍」として取り扱われるべきであろう。

法務省入国管理局に情報が一元化されることに伴い、「無国籍」の認定基準を設け、無国籍者の範囲を明確にする必要がある。他方で、在留カードの交付を得られない無国籍者は収容の長期化・送還の見込みが立たないこと等から、より脆弱な立場に置かれる。これらの者に対する支援策は急務であろう。

参考文献

- ・ 山田利行、中川潤一、木川和弘、中本次昭、本針和幸『新しい入管法2009年改正法の解説』有斐閣、2010年
- ・ 陳天璽編『忘れられた人びと 日本の「無国籍」者』明石書店、2010年。
- ・ UNHCR “Expert Meeting, Interpreting the 1961 Statelessness Convention and Preventing Statelessness among Children, Summary Conclusions” 2011 September.

以上